

保険・年金 フォーカス

米国生命保険市場の現状 2023 —各州の保険会社、保険事業及び保険監督 体制等の状況はどうなっているのか—

保険研究部 研究理事 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

米国における保険会社の監督については、近年は連邦による各種の監督・規制の動きが見られてきているが、日常的な業務の監督等については、基本的に州毎に行われている。各州の保険市場や保険監督にはいくつかの特徴が見られ、保険会社はこうした点も考慮しながら、本拠とする州や事業免許を取得する州を決定し、事業展開を進めている。

今回は、NAIC(全米保険監督官協会)が公表している「2022 Insurance Department Resources Report」¹等に基づいて、各州の保険会社、保険事業及び保険監督体制の状況等について、報告する。

2—各州の保険会社、保険事業の状況

1 | 各州の保険会社の状況

次ページの図表は、保険会社の収入保険料でトップ 10 の州における保険会社数及びその事業種類別の内訳を示している²。

各州の監督対象となる保険会社は、大きくは本拠州(Domiciled State)³という概念に基づいて、当該州を本拠としている「州内保険会社(Domestic Insurer)」と、当該州において事業免許を取得しているが当該州外を本拠としている「州外保険会社(Foreign Insurer)」に区分される⁴。これによれば、州外保険会社の数は州内保険会社の約 13 倍であり、平均して1つの保険会社が本拠州を含めて 14 の州で営業(免許を取得)していることになる。

さらには、それぞれの保険会社は、事業種類に基づいて、生命保険・年金、損害保険、健康保険を行う保

¹ Volume 1 : <https://content.naic.org/sites/default/files/publication-sta-bb-volume-one.pdf>

Volume 2 : <https://content.naic.org/sites/default/files/publication-sta-bb-volume-two.pdf>

² 米国全体の数値は、50 州に加えて、グアム、プエルトリコ等の 5 つの準州及びワシントン DC を含む 56 の州等の数値(以下、同様)

³ 最初に免許を取得した州が「本拠州」となる。

⁴ その他に、自家保険グループ・プールや購入グループが監督対象となっている。

なお、米国内で事業を行っている外国で設立された保険会社である「外国保険会社(Alien Insurer)」や、米国内で多数設立されている「(オンショア) キャプティブ(Captive)」については、以下の表に含まれていない。

険会社等に区分される。州内保険会社では、損害保険の会社数が多く、米国全体では、生命保険・年金の会社数が最も少なく、健康保険の会社数はこれを2割程度上回っている。一方で、州外保険会社に関しても、損害保険の会社数が最も多いが、生命保険・年金の会社数もその1/2程度とかなり多くなっている。また、州外保険会社と州内保険会社の比率は、生命保険・年金で約26倍、損害保険で約19倍、健康保険で約2.5倍となり、事業種類によって大きく異なっている。なお、下記の表の州内・州外保険会社の内訳に現れていない「その他の保険会社」としては、共済組合、権原保険会社⁵、RRG(リスク・リテンション・グループ)⁶等がある。

州内保険会社数は州によって大きなバラツキがあるが、州外保険会社数はどの州も1,000を超えている。さらに、これらの分布について、各州間で相対的な比較をした場合、いくつかの特徴が見られる。例えば、カリフォルニア州は州内の保険会社数も生命保険・年金会社数も少ない。ニューヨーク州は州内の保険会社数及び生命保険・年金会社数は多いが、州外の生命保険・年金会社数は圧倒的に少ない(この理由については、「4—各州の保険監督規制の差異」で述べる)。テキサス州やフロリダ州は州内保険会社数も州外保険会社数も多い。ただし、フロリダ州の州内生命保険・年金会社数は少ない⁷。

米国各州別の保険会社数(2022年末)

州	監督対象		州内保険会社の内訳		
	州内保険会社	州外保険会社	生命保険・年金	損害保険	健康保険
カリフォルニア	129	1,312	16	90	0
ニューヨーク	546	1,205	78	165	79
テキサス	421	1,639	124	212	60
フロリダ	439	1,693	10	110	74
オハイオ	259	1,588	40	148	30
ペンシルバニア	225	1,654	20	140	47
イリノイ	339	1,442	49	197	32
ニュージャージー	122	1,389	3	64	52
デラウェア	141	1,447	26	102	6
ミシガン	124	1,439	20	64	34
米国全体	5,965	78,543	830	2,484	1,031
平均	107	1,403	15	44	18

州	州外保険会社の内訳		
	生命保険・年金	損害保険	健康保険
カリフォルニア	393	709	0
ニューヨーク	50	716	14
テキサス	445	984	9
フロリダ	382	963	42
ペンシルバニア	443	980	3
オハイオ	447	916	17
イリノイ	431	891	27
ニュージャージー	351	804	49
ミシガン	420	843	1
デラウェア	411	838	13
平均	395	848	43

※NAICの「2022 Insurance Department Resources Report Volume1 September 2023」による。
州内保険会社の内訳としては、上記以外に共済、権原保険会社、RRG等がある。

⁵ 権原保険会社とは、不動産等の所有権の瑕疵に対する保険を提供する保険会社

⁶ RRGとは、同様のリスクを抱える構成員からなるグループがリスクを保有するために設立する保険会社であり、自家保険の一種

⁷ フロリダ州の内訳においては、特に州内保険会社について、上記図表に現れていない「その他」が多くなっている。「その他」には、継続介護退職コミュニティ(CCRC)、住宅保証協会(HWA)、健康フレックスプラン(HFP)、自動車メーカー(MVM)、自動車サービス契約会社(MVSAC)、プレミアムファイナンス会社(PFC)、法定費用保険会社、サービス保証協会(SWA)等が含まれている。

なお、表面上の保険会社数は多いが、実際にはグループの一部を構成している場合が多く、これらを考慮して、グループ単位で見れば保険会社数は大きく減少することになる。

2 | 各州の収入保険料の保険事業別内訳

各州の収入保険料の保険事業別内訳を見てみると、以下の通りとなっている。

収入保険料は基本的には市場規模等にリンクしているが、カリフォルニア州の健康保険の収入保険料は他州を大きく上回る規模となっている。これは、カリフォルニア州の保険料に、DMHC (Department of Managed Health Care) からの数値が含まれている⁸、ことによるものである。このように、各州の報告ベースは必ずしも完全に統一されているわけではない点には注意を要する。

米国各州別の保険会社の収入保険料(2022年)

(単位:百万ドル)

州	全体	構成比	生命保険・年金	構成比	損害保険	構成比	健康保険	構成比
カリフォルニア	374,616	12.0%	70,999	7.4%	89,024	11.3%	212,652	15.7%
ニューヨーク	265,231	8.5%	138,419	14.5%	52,155	6.6%	72,438	5.4%
テキサス	242,596	7.8%	47,433	5.0%	70,380	9.0%	121,002	8.9%
フロリダ	237,209	7.6%	47,068	4.9%	65,677	8.4%	109,147	8.1%
オハイオ	142,919	4.6%	63,904	6.7%	20,893	2.7%	57,392	4.2%
ペンシルバニア	139,314	4.5%	42,480	4.5%	30,044	3.8%	65,142	4.8%
イリノイ	108,365	3.5%	29,124	3.1%	31,404	4.0%	47,835	3.5%
ニュージャージー	94,876	3.0%	27,551	2.9%	24,441	3.1%	42,093	3.1%
デラウェア	87,446	2.8%	81,173	8.5%	3,505	0.4%	2,650	0.2%
ミシガン	85,260	2.7%	20,771	2.2%	21,536	2.7%	40,703	3.0%
米国全体	3,128,658	100.0%	953,226	100.0%	785,807	100.0%	1,352,317	100.0%
構成比	100.0%		30.5%		25.1%		43.2%	

※NAICの「2022 Insurance Department Resources Report Volume1 September 2023」による。

ここでの内訳は、あくまでも保険事業別であり、(前ページの表のような)保険会社別ではない。

なお、保険会社の収入保険料の内訳としては、健康保険が 43.2%と最も構成比が高く、生命保険・年金が 30.5%でこれに次いでいる。また、損害保険の構成比も 25.1%⁹と、日本に比べると高い水準となっている¹⁰。

なお、2014 年における構成比は、健康保険 38.6%、生命保険・年金 33.0%、損害保険 27.4%だったので、健康保険の占率が高まり、その分、生命保険・年金及び損害保険の占率が低下してきている。

3 | 各州の生命保険会社の状況

次ページの図表は、生命保険会社の収入保険料でトップ 10 の州の商品種類別内訳¹¹を示している。

トップ 10 の州の顔ぶれは保険会社の収入保険料全体の場合とほぼ変わらないが、ミシガン州の代わりにノースカロライナ州が第 10 位となっている。また、それ以外でも、各州の順位は、特に主として GIC (利率保証保険契約) 等の預託タイプ¹²の収入保険料の規模を反映する形で、収入保険料全体の場合とは異なっている。例えば、生命保険会社の収入保険料ではニューヨーク州がトップとなつて

⁸ 基本的には HMOs (Health Maintenance Organizations) の規制は州保険監督官庁の責任ではないことから、他州ではこれらからの保険料が含まれていない。

⁹ 米国の損害保険市場は元受保険料ベースで世界の損害保険市場の 1 / 3 以上を占めている。

¹⁰ その他の保険 (権原保険等) の収入保険料のシェアは 1 %程度である。

¹¹ 上表とは対象年度とデータ・ソースが異なっている。なお、健康保険は主として健康保険会社に取り扱っているが、生命保険会社も取り扱っている。

¹² GIC に加えて、補足保険契約 (保険金支払方法選択権に基づいてなされた年金支払等の契約)、確定年金、配当積立や支払、その他の預託ファンドが含まれている。

おり、カリフォルニア州が第2位となっている。また、デラウェア州が第3位、オハイオ州が第4位となっている。

米国各州別の生命保険会社の収入保険料(2022年) (単位:百万ドル)

州	収入保険料	構成比	生命保険	構成比	年金	構成比	疾病・障害	構成比	預託タイプ	構成比
ニューヨーク	155,363	13.5%	13,578	7.0%	31,357	6.8%	14,482	6.8%	95,946	34.1%
カリフォルニア	86,917	7.6%	21,170	10.9%	46,171	10.0%	15,979	7.5%	3,596	1.3%
デラウェア	82,220	7.2%	2,108	1.1%	3,428	0.7%	1,031	0.5%	75,651	26.9%
オハイオ	72,168	6.3%	6,354	3.3%	16,660	3.6%	8,273	3.9%	40,882	14.5%
テキサス	66,684	5.8%	15,151	7.8%	28,869	6.2%	19,486	9.2%	3,176	1.1%
フロリダ	63,498	5.5%	12,442	6.4%	33,850	7.3%	15,886	7.5%	1,320	0.5%
ペンシルバニア	42,499	3.7%	7,422	3.8%	23,767	5.1%	8,778	4.1%	2,532	0.9%
ニュージャージー	37,245	3.2%	8,054	4.1%	18,187	3.9%	9,650	4.6%	1,353	0.5%
イリノイ	36,481	3.2%	8,296	4.3%	16,887	3.7%	7,352	3.5%	3,945	1.4%
ノースカロライナ	29,054	2.5%	6,248	3.2%	14,951	3.2%	7,111	3.9%	744	0.3%
米国全体	1,149,693	100.0%	194,170	100.0%	462,034	100.0%	211,864	100.0%	281,624	100.0%
構成比	100.0%		16.9%		40.2%		18.4%		24.5%	

※ACLI(米国生命保険会社協会)の「Life Insurance Fact Book 2023」による。

州毎に収入保険料の商品構成もかなり異なっている。生命保険や年金ではカリフォルニア州がトップでニューヨーク州やテキサス州やフロリダ州がこれに次ぐ形になっているが、疾病・障害保険ではテキサス州がトップでカリフォルニア州が続いている。なお、GIC等の預託タイプの保険では、ニューヨーク州がトップとなっており、多くの会社が本店を置いているデラウェア州¹³がこれに続いている。デラウェア州の収入保険料の殆どがこの預託タイプの保険からとなっている。

3—各州の保険監督体制の状況

1 | 米国全体における保険監督体制の状況

米国全体の保険監督官庁の職員数は、2022年末現在で10,865名とかなり充実した体制を有している。

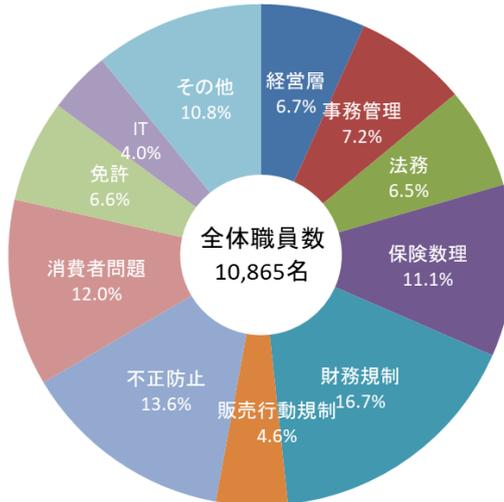
その部門別人員構成比は、次ページのグラフの通りとなっている。

各部門に幅広く人員が配置されているが、財務規制や不正防止、消費者問題、保険数理(アクチュアリアル)等の部門が比較的人員が多くなっている。

なお、2014年末時点での職員数は11,531名であったので、米国全体での職員数は若干減少している。その間の職員の変動状況は、州ごとに異なっている。また、部門ごとにもかなり異なっており、財務規制の人数が大きく減少し、不正防止の人数が大きく増加している。因みに、2014年末における部門別人員構成比は、財務規制18.3%、消費者問題12.8%、保険数理10.5%、不正防止10.4%だった。

¹³ デラウェア州は、会社法が企業経営に対して柔軟性を持たせる規定を有していることや、衡平法裁判所を有し、多くの判例が蓄積されて、裁判の予測可能性が高い等の理由から、Fortune 500に選ばれる企業のうち60%以上の企業が同州で登記している。また、金融・保険会社を誘致すべく、州法改正等で各種の規制緩和を行ってきた。

州保険監督官庁の部門別人員構成比(2022年末)



※NAICの「2022 Insurance Department Resources Report」による。

2 | 各州の保険監督

各州の保険監督官庁は、各州において事業を行っている全ての保険会社の支払能力(ソルベンシー)を監視する責任を有している。ただし、各州における保険会社数の多さや殆どの保険会社が複数州で営業している実態を踏まえれば、各州保険監督官庁が全ての保険会社の監視に同様に注力することは非効率でもあるため、基本的には州内保険会社の監視に注力している。州外保険会社の監視は、一般的に当該保険会社の本拠州に依存している。例えば、2022年に完了した財務検査の99%以上は、州内保険会社に対して行われている¹⁴。

支払能力を監視し、市場行動を評価するために、保険会社は州の保険部門によって、一般的に3~5年ごとに検査される。なお、特殊な状況では、特定の企業に対するより頻繁な調査が行われる場合がある。

会社検査は「単一州」検査又は「複数州」検査のいずれかとなる。単一州検査は、特定の1つの州又は準州によって実施され、報告書が提出される。複数州検査は、通常、複数の州で相当の事業を行っている会社に対して実施され、本籍州によって開始され、他の州にも参加する機会が与えられる。検査の結果として得られた検査報告書が提出され、各参加州によって受理される場合がある。

NAICは、各州の監督の質を確保し、最低限の基準を保証するために「認定プログラム」¹⁵を設定している。ただし、実質的には以下に述べる州毎の保険監督体制の状況等を反映して、規制水準等に差異があるのが実態である。「2-1 | 各州の保険会社の状況」における保険会社の分布状況は、各州の保険市場の状況に加えて、監督官庁の規制方針等を踏まえた保険会社の対応等を反映したものとなっている。

なお、NAICは近年保険グループの監督についての対応を充実させてきているが、これについてはこのレポートでは触れない¹⁶。

¹⁴ NAICの「2022 Insurance Department Resources Report」による。

¹⁵ 「認定プログラム」については、拙著「[ソルベンシー規制の国際動向—保険会社の資本規制を中心に【改訂版】](#)」(保険毎日新聞社)においても説明しているので、参照していただきたい。

¹⁶ 米国における保険グループの監督についても、拙著「[ソルベンシー規制の国際動向—保険会社の資本規制を中心に【改訂版】](#)」(保険毎日新聞社)において説明しているので、参照していただきたい。

3 | 各州の保険監督体制の状況

次に、保険会社の収入保険料でトップ 10 の州における保険監督官庁の人員構成を見てみると、以下の図表の通りとなる。

なお、州毎に、他の金融機関の監督官庁等との関係の中での保険監督官庁の位置付けが必ずしも同様な状況ではなく、また部門別の人員配分の考え方も各州間で完全に統一されているわけではないので、単純な比較ができない要素がある点には注意が必要となる。

大多数の州においては、保険監督官庁は分離された組織であり、そのトップである保険コミッショナー (Insurance Commissioner)¹⁷は保険監督に専念しているが、他の分野をカバーしなければならない州もあり、この場合にはそれに応じた人員配分が行われる形になっている。例えば、ニューヨーク州は、保険と銀行の監督官庁が統合された影響から、全体的な職員数が大幅に縮小され、カリフォルニア州、テキサス州に比べて、相対的に少ない人数となっている。

ただし、いずれにしても、部門毎の人員配置には州毎の特徴が見てとれる。例えば、ニューヨーク州は財務規制部門が、カリフォルニア州は法務や不正防止部門が、テキサス州は消費者問題部門が、フロリダ州は不正防止部門の人員数が、他州に比べて充実している。

米国各州別の保険監督官庁の部門別人員構成(2022年末)

州	経営層	事務管理	法務	保険数理	財務規制	販売行動規制
カリフォルニア	84	132	178	123(38)	104	38
ニューヨーク	17	54	62	102(40)	239	59
テキサス	29	81	76	97(40)	120	36
フロリダ	26	4	26	78(13)	105	14
オハイオ	31	13	14	46(14)	56	13
ペンシルバニア	27	13	17	34(18)	57	24
イリノイ	19	26	13	41(12)	76	13
ニュージャージー	34	20	8	34(3)	51	11
デラウェア	8	13	6	5(0)	26	4
ミシガン	15	10	14	23(0)	53	20
米国全体	726	788	712	1204(268)	1,819	497

州	不正防止	消費者問題	免許	IT	その他	州合計
カリフォルニア	422	134	68	93	22	1,398
ニューヨーク	32	65	21	25	3	679
テキサス	57	176	79	86	426	1,262
フロリダ	356	99	39	22	5	774
オハイオ	21	49	17	24	10	294
ペンシルバニア	22	18	15	0	61	288
イリノイ	13	47	23	0	1	272
ニュージャージー	79	32	18	9	5	301
デラウェア	13	19	4	4	1	103
ミシガン	22	34	26	0	10	227
米国全体	1,481	1,309	718	435	1,178	10,865

※NAICの「2022 Insurance Department Resources Report Volume1 September 2023」による。

なお、端数は四捨五入して記載。保険数理部門の()内はアクチュアリーの数

¹⁷ 保険コミッショナーの選任に関して、多くの州では任命される形になるが、米国全体の 56 の州等のうちカリフォルニア州等の 12 の州等においては一般市民の選挙によって選ばれる。このため、保険コミッショナーの任期も州によって異なり、多くは知事の意向等によっている。なお、保険コミッショナーの任務も州によって異なり、殆どの州では、独立した機関として、保険規制のみに専念することができるが、その責任に他の分野の監督(消防保安官、州監査官、証券長官等)が含まれる州もある。

保険数理部門の人数は、カリフォルニア州、ニューヨーク州、テキサス州等の大きな州が充実しており、アクチュアリーの数についてもこれらの州では 40 人程度となっている。なお、必ずしもアクチュアリーが州の職員として存在しない州もあるが、このような州では外部のリソースを利用していたりする。

なお、テキサス州の「その他」が多いのは、2022 年における組織再編、新しい役職及び再分類により、労働者災害補償コミッショナー、統計学者、エンジニア、検査官、研究者、データアナリスト、プロジェクトマネージャー及び Web 管理者が含まれていることによる、と説明されている。

米国では州の人員スタッフの効率的な活用を図るために、契約スタッフや自州の他の監督官庁の専門人材を利用することに加えて、他州の保険監督官庁からの人材のサービスの活用も行われている。

4—各州の保険監督規制の差異

ニューヨーク州は財務の健全性に関する監督に関して、各州の中で、最も保守的な厳しいスタンスに立っているとされている。例えば、アクチュアリーを多く抱えており、各社のアポイントド・アクチュアリー（日本の保険計理人に相当）等の判断を独自に評価できる体制にある。

ニューヨーク州等は、毎決算期に、各社のアポイントド・アクチュアリー等に対して、特別に考慮すべき事項に関するレター（Special Consideration Letter）を発行し、（責任準備金の十分性を確認するために行う）資産充分性分析及びそれに基づく意見書等、責任準備金やその他のソルベンシー事項について、具体的な内容の指示等を行っている。各社のアポイントド・アクチュアリーはこれらの指示に対応する形で報告書を作成している。特に、ニューヨーク州は多くの項目に対して、追加シナリオの設定等で具体的な指示をしている。

また、「3—2 | 各州の保険監督」で述べたように、一般的には、州外保険会社の監督については、当該保険会社の本拠州に依存している形になるため、必ずしも州内保険会社と同一の取扱になっているとは限らない。ただし、ニューヨーク州は、州内保険会社だけでなく、州外保険会社に対しても、基本的に同様の考え方で規制を行っている。従って、例えば、同一の会社でも、他州ベースでの法定責任準備金の水準とニューヨーク州ベースでの法定責任準備金の水準が異なることにもなる。これにより、会社として 2 重の管理が必要になるという負荷がかかってくることにもなる。こうした点を考慮して、ニューヨーク州で営業する場合には、別会社にして、ニューヨーク州の規制等による影響が会社全体に及ばないような対応策を講じている会社も多い。なお、「2—1 | 各州の保険会社の状況」の表において、ニューヨーク州の州内保険会社の数が（その規制が厳しいことで知られているにも関わらず）他州に比べて多いのに対して、州外保険会社の数が他州に比べて圧倒的に少ない、のはこうした理由によるものである。

5—まとめ

以上、米国における州による保険会社、保険事業及び保険監督体制の状況等を見てきた。

収入保険料でトップ 10 の州を見ても、州毎にそれぞれの特徴が見られるのが現状である。今回のレポートでは触れていないが、必ずしも規模が大きくない州等においては、キャプティブ等の保険事業を誘致するため、規制緩和等を進めてきていたりしていた。

保険会社の観点からは、どこを本拠州とし、どのような形で米国各州での事業免許を取得し、事業展開を進めていくのかについては、保険市場の規模や特性等に加えて、実質的な監督規制レベルの差異等も考慮しながら、決断していかなければならなくなる。

米国においては、2019年からPBR（原則主義アプローチの責任準備金評価）が導入され、RBC（リスクベース資本）規制に加えて、2022年からはGCC（グループ資本計算）によるグループベースでの資本規制による報告等も導入されてきている。さらには、それ以外にも保険会社の環境変化に対応する形で、各種の監督・規制がNAICによって構築されてきている。これらの実際の適用は各州ベースで行われていく形になるが、各種の課題に対する各州の保険監督官庁の考え方も、必ずしも統一されているというわけでもない。

こうした中で、NAIC、さらにはFRB（連邦準備制度理事会）やFIO（連邦保険局）といった連邦の監督当局が、今後どのような対応を行っていくのか、さらにはそうした動きを受けて、保険会社がどのような戦略を立てて事業展開を進めていくのかについては、大変興味深いことであり、今後も注視していくこととしたい。

以上